

下水道使用料の請求漏れについて

平成23年5月17日(火)

〔発生した問題〕

公共下水道を利用されている方で、下水道使用料が請求されていない世帯があることが判明しました。

〔経緯〕

供用開始から3年を経過しても公共下水道へ接続をされていない世帯、事業所の実態を正確に把握するため、昨年10月頃から全世帯、事業所の調査を行っていたところ、排水設備工事の完了届が提出されていて検査を終えている、あるいは、使用開始届が提出されているにもかかわらず、下水道使用料が請求できていない世帯、事業所が、17件判明したものです。

〔原因〕

下水道接続工事の完了について、排水設備工事担当者から料金徴収担当者へ連絡できていなかったための使用開始入力漏れ、あるいは、料金徴収担当者の使用開始にかかる料金システムへのデータ入力漏れにより、請求できておりませんでした。

〔状況〕

○件数及び金額

下水道使用料請求漏れ 17件 2,896,670円

内 請求可能な下水道使用料

17件 2,586,065円 【金銭債権の消滅時効5年未到来分】

〔対応〕

請求漏れにかかる下水道使用料については、地方自治法第236条第1項（金銭債権の消滅時効）の規定では、債権発生後5年以上を経過するものは時効により消滅するため、時効未到来分である請求可能な下水道使用料について、お客様に順次個別に訪問し、現地調査確認とあわせて請求漏れについてのお詫びと経過説明を行い、遑っての納付をお願いしております。

下水道使用料の請求漏れについては、排水設備工事担当者と料金担当者間の連携ミスから入力処理の漏れにより起きたことから、担当者間で互いにチェックする体制を整え、このようなことを二度と起こさないようにします。主なものについては次のとおりです。

- ①排水設備工事担当者（上下水道業務係）から料金徴収担当者（上下水道管理係）への連絡漏れを防ぐため工事完了（使用開始）世帯、事業所リストを作成し、料金徴収担当者へ確実に引き継ぐ。
- ②工事完了（使用開始）世帯、事業所リストに基づき、料金徴収担当者が料金システムへ使用開始の入力および確認を行い、更に料金徴収担当者以外の者（上下水道管理係）が確認（二重チェック）を行う。
- ③料金徴収担当での下水道使用料請求入力について、使用開始リストにより再度排水設備工事担当者（上下水道業務係）が入力チェックを行い、使用料の請求漏れ確認（三重チェック）を行う。